

3 春介高第711号

令和3年6月11日

介護サービス事業者各位

春日井市健康福祉部介護・高齢福祉課長

運営規程の「従業員の員数の変更」に係る変更届の取扱いについて（通知）

現在、事業所の名称及び所在地その他運営規程等に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に届け出をしていただいています。

この度、介護分野の文書に係る負担軽減を図ることを目的とした厚生労働省の通知を踏まえ、従業員の員数の変更があった場合の届出については、**1年に1回の提出**としますので、よろしく申し上げます（別紙参照）。

※この取扱いは、従業員の員数の変更があった場合のみに係るもので、その他の変更については、今までどおり変更の都度10日以内に変更届を提出してください。

問い合わせ先

介護・高齢福祉課 指導担当

電話：0568-85-6921

E-mail：kaigo@city.kasugai.lg.jp

運営規程の「従業員の員数の変更」に係る変更届について

1 提出時期等

次のとおり、従業員の職種に応じて変更届を提出してください。

職種	提出頻度	提出時期等
管理者 介護支援専門員 計画作成担当者 社会福祉主事 オペレーター 訪問事業責任者 サービス提供責任者	変更の都度	変更事実の発生から10日以内（従来どおり）
その他	年1回	6月1日から6月30日まで ・前年6月1日と当年6月1日を比較した従業員の員数の変更内容を届け出る。 ・比較した従業員の員数に変更がない（差がない）場合には、期間中に員数の増減があっても、 <u>変更届の提出は不要</u> です。

※加算の算定体制のための「従業員の員数の変更」は加算届と同時に提出してください。

2 提出書類

- (1) 変更届出書
- (2) 運営規程の新旧対照表
- (3) 運営規程（当年6月1日現在のもの）
- (4) 従業員勤務体制及び勤務形態一覧表（当年6月1日現在のもの）

※変更の従業員がわかるように印をつけてください

- (5) 資格証明書の写し（資格が必要な新規従業員がいる場合）

※婚姻等により姓が異なる場合は戸籍抄本等の確認ができる書類も添付

3 運営規程における従業員の員数の記載方法

運営規程における記載が「○人以上」の場合、従業員の員数増減がその範囲内であれば、基本的には変更届の提出が不要となりますので、運営規程の見直しをしてください。

人員基準については、従業員の員数の変更時だけでなく、定期的に各種基準に適合しているか確認し、適切に運営してください。